

令和 7 年

第 4 回 阿波市 農業委員会 総会 議事録

阿波市 農業委員会

令和7年第4回 阿波市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月25日(金)午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 阿波市役所3階大会議室

3. 出席委員 (16名)

- 1番 米 澤 実
- 2番 片 岡 寛 之 (副会長)
- 4番 赤 松 晃 一
- 6番 新 見 正 美 (会長)
- 7番 坂 東 満二郎
- 8番 江 東 幸 和
- 9番 唐 渡 義 伯
- 10番 天 満 仁
- 11番 森 本 定
- 12番 古 本 義 春
- 13番 大 村 敏 信 (副会長)
- 14番 金 山 敬 治
- 15番 竹 内 正 法
- 17番 武 澤 守
- 18番 十 川 昭 夫
- 19番 十 川 幸 利 (会長職務代理者)

4. 欠席委員 (3名)

- 3番 板 東 由 裕
- 5番 糸 谷 徳 文 (中立委員)
- 16番 篠 原 安 博

5. 議事録署名委員

- 7番 坂 東 満二郎
- 8番 江 東 幸 和

6. 議事日程

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分)

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）

第3号議案 非農地証明について

第4号議案 農用地利用集積等促進計画の決定について（諮問）

第5号議案 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

報告第1号 使用貸借による解約書について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊坂典恭

局長補佐 藤野浩二

係長 原田裕人

係長 原田昂

主事補 植原諒

8. 会議の概要

午後1時30分 開会

【事務局】ただ今から、令和7年第4回阿波市農業委員会総会を始めさせていただきます。はじめに、新見会長からご挨拶を申し上げます。

【議長】

みなさんこんにちは、本日は農繁期何かとお忙しい中、総会にご出席をいただき誠にありがとうございます。

総会に先立ち、4月1日付けで、農業委員会へ着任されました伊坂局長に挨拶をいただきました。今後ともよろしく願いいたします。簡単なあいさつではございますが、総会のほうに移らさせていただきたいと思っております。着座にて進行させていただきます。

【議長】

それでは、会議を始めます。ただ今の出席委員数は、16名で定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回阿波市農業委員会総会を開会いたします。

【議長】

続きまして、議事録署名者を決定したいと思っておりますが、議長より指名すること

にご異議ございませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

それでは、指名させていただきます。議事録署名者には、7番坂東委員、8番江東委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

【議 長】

本日の議案は、第1号から第5号までの5議案となっております。また、報告事項につきましては、第1号から第2号までの2件となっておりますので、議案審議終了後、事務局よりご報告いたします。なお、発言のある方は、挙手の上、議長の許可を受けてから、発言をしていただくようお願いいたします。それでは、審議に入らせていただきます。

【議 長】

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分)の番号1番から11番、13番から15番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(藤野)第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分)についてですが、今月の申請は、15件で、内訳としまして、売買が12件、贈与が1件、交換が1件、現物出資が1件となっております。座らせて頂き、議案書と地図資料により説明させていただきます。ただし、案件番号12番につきましては、阿波市農業委員会総会会議規則第12条に「委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、案件番号1から11番と13番から15番の審議をしていただいた後に説明させていただきます。

はじめに、案件番号1番、所在地、吉野町柿原一丁目●●● 地図は、1ページ、2ページをご覧下さい。登記現況地目とも、畑1筆 面積は、446㎡
譲り受け人 吉野町●●● 譲り渡し人 板野郡藍住町●●● 契約内容は、売買となっております。譲受人の取得後の経営面積は、16,211.27㎡で、本人が農作業に従事し、水稻やブロッコリーを作付けされております。申請地には水稻を作付け予定です。

続きまして、案件番号2番、所在地、吉野町西条字大内●●● 地図は、3ページ、4ページをご覧下さい。登記現況地目とも畑で、1筆 面積、1,962㎡

譲り受け人 土成町●●● 譲り渡し人 吉野町●●● 契約内容は、売買となっております。譲受人の取得後の経営面積は、1, 962 m²で、本人と妻とで農作業に従事していき、苺を栽培する予定です。

続きまして、案件番号3番、所在地、土成町宮川内字公ノ下●●● 地図は、5ページ、6ページをご覧ください。登記現況地目とも畑で、1筆 面積 483 m² 譲り受け人 土成町●●● 譲り渡し人 香川県高松市今里町●●● 契約内容は、売買となっております。譲受人の取得後の経営面積は、19, 215.93 m²で、本人と妻とが農作業に従事し、主に葡萄や大根を作付けされており、申請地には大根を作付け予定です。

続きまして、案件番号4番、所在地、土成町高尾字林●●● 地図は、7ページ、8ページをご覧ください。登記現況地目とも畑で、1筆 面積、478 m² 譲り受け人 土成町●●● 譲り渡し人 土成町●●● 契約内容は、譲渡人の畑の土地と譲受人の山林との土地との交換となっております。農地分の農地については、農業委員会の許可が必要となります。譲受人の取得後の経営面積は、2, 292 m²で、本人が農作業に従事し、主に水稻やスダチを作付けされており、申請地には水稻を作付け予定です。

続きまして、案件番号5番、所在地、土成町土成字峯延●●● 地図は、9ページ、10ページをご覧ください。登記現況地目とも畑で、1筆 面積、782 m² 譲り受け人 土成町●●● 譲り渡し人 土成町●●● 契約内容は、贈与となっております。譲受人の取得後の経営面積は、12, 745.4 m²で、本人と妻とで農作業に従事し、主に水稻を作付けされており、申請地には牛の放牧地として利用する予定です。

続きまして、案件番号6番、所在地、土成町土成字実安●●● 地図は、11ページ、12ページをご覧ください。登記現況地目とも畑で、1筆 面積、441 m² 譲り受け人 徳島市佐古七番町 ●●● 譲り渡し人 徳島市国府町●●● 契約内容は、売買となっております。●●●、購入者を探していたところ、譲渡人の長男が申請地と隣接する宅地・居宅も併せて購入したいと話になり、今回の申請にいたりました。譲受人の取得後の経営面積は、441 m²で、本人が農作業に従事していき、申請地にはトマト等家庭菜園を作付け予定です。

続きまして、案件番号7番、所在地、土成町浦池字宝田●●● 地図は、13ページ、14ページをご覧ください。登記現況地目とも田で、1筆 面積、665 m² 譲り受け人 土成町●●● 譲り渡し人 土成町●●● 契約内容は、売買となっております。譲受人の取得後の経営面積は、6, 279 m²で、本人と妻とで農作業に従事し、主に水稻や菜の花を作付けされており、申請地にも水稻や菜の花を作付け予定です。

続きまして、案件番号8番、所在地、土成町浦池字宝田●●● 地図は、15

ページ、16ページをご覧ください。登記現況地目とも田で、1筆 面積、480㎡譲り受け人 土成町●●● 譲り渡し人 土成町●●● 契約内容は、売買となっております。譲受人の取得後の経営面積は、22,786㎡で、本人と長男の嫁とが農作業に従事し、主に水稲を作付けされており、申請地にも水稲を作付け予定です。

続きまして、案件番号9番、所在地、土成町浦池字上井●●● 地図は、17ページ、18ページをご覧ください。登記現況地目とも田で、1筆 面積、544㎡ 譲り受け人 土成町●●● 譲り渡し人 土成町●●● 契約内容は、売買となっております。譲受人の取得後の経営面積は、22,830㎡で、本人が農作業に従事し、主に水稲を作付けされており、申請地にも水稲を作付け予定です。

続きまして、案件番号10番、所在地、土成町成当字川原田●●● 地図は、19ページ、20ページをご覧ください。登記現況地目とも田で、1筆 面積、1,118㎡ 譲り受け人 土成町●●● 譲り渡し人 土成町●●● 契約内容は、売買となっております。譲受人の取得後の経営面積は、11,168㎡で、本人が農作業に従事し、主に水稲を作付けされており、申請地にも水稲を作付け予定です。

続きまして、案件番号11番、所在地、市場町香美字八幡本●●● 地図は、21ページ、22ページをご覧ください。登記地目は田、現況地目が畑 1筆 面積、177㎡ 譲り受け人 市場町●●● 譲り渡し人 高知県土佐市高岡町●●● 契約内容は、売買となっております。譲受人の取得後の経営面積は、7,916㎡で、本人と両親とで農作業に従事し、キャベツや白菜・ネギを作付けされており、申請地には野菜苗栽培やナスを作付けする予定です

続きまして、案件番号13番、所在地、市場町大俣字土井●●● ほか6筆 地図は、25ページ、30ページをご覧ください。登記現況地目とも田で、計7筆 面積、10,122㎡ 譲り受け人 市場町●●● 譲り渡し人 市場町●●● 契約内容は、譲渡人の農地を自身が経営する会社に現物出資となっております。譲受人の取得後の経営面積は、30,010㎡で農作業に従事していき、ニラ、ネギ、ブロッコリーを作付けされており、申請地にもニラ、ネギ、ブロッコリーを作付けする予定です

続きまして、案件番号14番、所在地、阿波町川添●●● ほか4筆 地図は、31ページ、35ページをご覧ください。登記現況地目とも田で、計5筆 面積、3,649㎡ 譲り受け人 阿波町●●● 譲り渡し人 阿波町●●● 契約内容は、売買となっております。譲受人の取得後の経営面積は、1,862㎡で、本人と妻とで農作業に従事し、葡萄やブロッコリーをされており、申請地には葡萄やブロッコリー作付けする予定です。

続きますして、案件番号15番、所在地、阿波町西長峰●●● ほか3筆 地図は、36ページから、38ページをご覧ください。登記現況地目とも田で、計3筆面積、3,048㎡ 譲り受け人 市場町●●● 譲り渡し人 徳島市名東町●●● 契約内容は、売買となっております。譲受人の取得後の経営面積は、32,227.35㎡で、本人が農作業に従事し、主にレンゲを作付けされており、申請地にはクローバを作付け予定です。

以上、説明しました案件番号1番から11番と、13番から15番の案件については、荒廃農地のところもございしますが、取得後、周囲に迷惑をかけないよう解消をしていきますとの回答を頂いております。今後、農地を適切に利用する事とされ、機械、労働力、通作距離及び周辺地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号の不許可事由には該当せず、資格要件をすべて満たしているものと思われます。以上、説明を終わりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局より説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。それでは、番号1番を2番片岡委員にお願いします。

○2番(片岡委員)2番片岡です。現地調査また電話で聞き取りしましたところ、●●●さんは高齢であり、また藍住町で住んでいるため、耕作はできないため、●●●さんに売買ということでした。事務局が言うように何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号2番は、事務局の通り問題ないと、3番板東委員から報告を受けています。

【議 長】

つづきまして、番号3番・4番を4番赤松委員にお願いします。

○4番(赤松委員)4番赤松です。番号3番は荒廃農地を整地しておりますので問題ないと思えます。また、番号4番に関しては、22日に現地調査をいたしましたところ土地の交換ということの問題ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号5番・6番を私、6番新見が説明します。

○6番（新見委員）番号5番については、事務局のとおりで、4月23日に現地調査をし、事務局、申請者に聞き取りをしたところ、高齢で耕作できないため、合意したとのことです。6番については、●●●息子が購入して家庭菜園をしていくことなので問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします

【議 長】

つづきまして、番号7番から10番を7番坂東委員にお願いします。

○7番（坂東委員）7番坂東です。番号7番と8番は、●●●さんの土地に隣接している●●●さんの土地を買うかわりに●●●さんの土地を●●●さんに紹介したので大丈夫と思います。9番の●●●さんは高齢なのでできないので、●●●さんをお願いしたとのことです。10番は、ほ場整備事業にも入っていますし、●●●さんが管理もしていましたので大丈夫だと思います。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号11番を10天満委員にお願いします。

○10番（天満委員）10番天満です。11番につきましては、譲渡人が県外で居住しており、管理に困っており今回の譲受人に管理をお任せしておりましたが、この度売買することになりました。今後も農地として利用を見込んでいるので何ら問題はないと思いますので、ご審議をお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号13番を13番大村委員にお願いします。

○13番（大村委員）13番大村です。この議案は、今までに経験をしたことがない計画、契約内容であります。譲渡人の●●●さんより●●●へ農地を出資することで、いろいろな制約があるそうですが、節税効果を期待できるメリットがあるとのことです。作付けは今まで通りですので、よろしく願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号14番を14番金山委員にお願いいたします。

○14番(金山委員)14番金山です。今まで●●●さんが管理してましたので、この度売買が決まったということで問題ないと思いますので、ご審議お願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号15番を19番十川委員にお願いいたします。

○19番(十川委員)19番十川です。現地を調査しましたが耕作はしておりません。ただ、耕作ができる状態で、土地の管理、草刈等が行われているようです。立地は、道路沿いにありまして若干道路から下に落ちています。●●●さんは太陽光発電を手がけており、またその事務所も近くにあり、この辺の地理にも詳しいので、この度●●●さんが買取することになりました。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいいたします。

【議 長】

ありがとうございました。ただ今、事務局並びに担当委員から、第1号議案の番号1番から11番、13番から15番について説明がありました。これについて質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第1号議案の番号1番から11番、13番から15番については、原案どおり許可することに決定しました。

【議 長】

次に、第1号議案の番号12番ですが、本案件につきましては、●●●委員が当事者となっていますので、会議規則第12条の規定の議事参与制限によりまして、当該事案の審議開始から終了まで退席していただきます。それでは、●●●委員 退席してください。

(●●●委員退席する)

【議 長】

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分)の番号12番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(藤野) 案件番号12番について、ご説明させていただきます。所在地、市場町日開谷字遅越●●● ほか1筆 地図は、23ページ、24ページをご覧ください。登記現況地目とも畑で、計2筆 面積、856㎡ 譲り受け人 市場町●●● 譲り渡し人 香川県さぬき市●●● 契約内容は、売買となっております。譲受人の取得後の経営面積は、148,449.83㎡で、本人と父とで農作業に従事し、主に水稻白菜・ネギを作付けされており、申請地には、ヒマワリを作付け予定です。

以上、説明しました案件については、機械、労働力、通作距離及び周辺地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号の不許可事由には該当せず、資格要件をすべて満たしているものと思われまます。以上、説明を終わりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

【議 長】

ただ今、事務局から第1号議案の12番について説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。それでは、12番を13番大村委員にお願いします。

○13番(大村委員) はい、13番大村です。ただ今事務局のとおり中山間地直接支払制度にのっとり景観植物を栽培するとのことで、何ら問題がありませんので、よろしくお願いたします。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第1号議案の12番について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第1号議案の12番については、原案どおり、許可することに決定しました。それでは、●●●委員の着席を認めます。

(●●●委員着席する)

【議 長】

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（原田）続きますして第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を説明いたします。着座して失礼いたします。

番号1番 申請の所在地は、吉野町五条字北原●●● 地目は、田 面積は、261㎡ 転用目的は、「貸駐車場」で「所有権の移転」です。地図資料39ページを併せてご参照ください。申請地は、吉野町の「中央広域環境施設組合」から東へ約2kmに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。なお、地域計画対象外農地です。転用者が役員を務める●●●は事業●●●を営んでおります。近年の物流の増加により●●●を予定しておりましたが、駐車場が不足している状況でした。その中で、土地の管理に苦慮していた所有者と話がまとまりこの度の申請にいたしました。申請地は、事業地駐車場の隣接地であり、西側に隣接する物流倉庫の運搬スペースとしても活用でき事業効率が高まります。なお、土地は代表取締役の●●●氏が取得し、●●●に賃貸する形の申請となっています。土地の造成等については、良質な土で埋立整地し、浸透性アスファルト舗装を行う計画となっており、土砂の流出等の恐れはないものと思われます。給水はなく、排水については雨水のみで、敷地内で地下浸透及び既設集水桝経由後、既設排水路に流下させる計画であり維持管理課とも協議済みであることから、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号2番 申請の所在地は、吉野町西条字出口●●● 地目は、田 面積は、1,333㎡ 転用目的は、「太陽光発電施設」で「所有権移転」です。地図資料の41ページを併せてご覧ください。申請地は、吉野町の「阿波市役所吉野支所」

から北東へ470mに位置する農地で、農業公共投資の対象になっているが、市役所より500m以内の農地のため第2種農地であると認められます。なお、地域計画対象外農地です。農地の所有者は県外在住で営農経験もなく、今後の借り手もいないため管理に苦慮していたところ、太陽光発電事業を営んでいる転用者と話がまとまりこの度の申請に至りました。土地の造成は無く、除草後整地するのみであり、周囲には擁壁及び土羽があるため土砂の流出等の恐れはないものと思われます。給水は必要なく、排水については雨水のみで、敷地内で地下浸透させる計画であることから、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号3番 申請の所在地は、市場町市場字町筋●●● 地目は、畑 面積は、504㎡ 転用目的は、「住宅」で「所有権の移転」です。地図資料の43ページを併せてご覧ください。申請地は、市場町の「阿波市立市場中学校」から南西へ約800mに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。なお、地域計画対象外農地です。転用者は現在賃貸住宅で生活していますが、家族が増え手狭になったので、持ち家を建てたいと考えていたところ、地権者である親族と話がまとまりこの度の申請に至りました。土地の造成については、転圧後、真砂土を10cm盛土し、その上に碎石を敷きつめます。周囲には擁壁を新設するため土砂の流出はないものと思われます。給水については北側市道より引き込むことで業務課と協議済みです。汚水等の排水については浄化槽を経由後南側にある水路を通じて南西道路の側溝に放流することで、それぞれ土地所有者、地元改良区と協議済みであり、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号4番 申請の所在地は、市場町尾開字日吉●●● 外10筆 地目は、全て田 面積は、併せて4,879㎡ 転用目的は、一時転用で「資材置場兼工事用通路」です。地図資料45ページを併せてご参照ください。申請地は、市場町の「阿波市役所本庁」から北西へ約1kmに位置する農地で、日吉●●●の農地は農業公共投資の入っていない小集団で生産性の低い農地であることから第2種農地、その他は阿波市農業振興整備計画における農用地区域内農地に該当します。農用地区域内農地については農地法施行令第4条第1項第1号イ規定の「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」とある農用地区域内農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。転用者は徳島自動車道の4車線化工事を請け負っています。工事に伴い多数の大型車両が出入りするため、工事用通路、現場休憩所及び作業員用の駐車場等が必要であり、現場付近である申請地を一時転用する運びとなりました。なお、申請地の一部に相続登記が完了していない土地がありますが、当該地については相続人の同意書を添付していただいております。土地の造成につ

いては、表土をすきとり不陸転圧後、土木シートを敷設し、客土及び砕石にて造成をします。すき取った表土は飛散防止シート、ネットをして現地にて補完し、事業終了後に埋め戻します。周囲にある既存壁以下で造成するため、土砂の流出等の恐れはないものと思われます。なお、計画地内にある法定外公共物の使用については、阿波市建設課と協議済みです。また、工事用通路として一級河川の金清川に仮橋を架ける計画となっておりますが、そのことについても徳島県の担当課と協議済みです。また、工事終了後は、砕石・客土を撤去の上、表土を埋め戻し、農地に復元する計画となっております。一時転用の期間は、令和10年5月31日までとなっております。給水は必要なく、排水は雨水のみで、敷地内で地下浸透させる計画であることから、周辺の農地には影響がないものと思われます。

以上、第2号議案につきましては、その他、必要書類も添付されています。事務局の現地調査等も問題ありません。農地法第5条第2項の許可要件を満たしていると思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。それでは、番号1番を1番米澤委員にお願いします。

○1番（米澤委員）1番米澤です。1番の案件ですが、譲渡人の●●●さんが、長年耕作できない状態で苦慮していたところ、転用者の●●●さんの方から話がありまとまりました。事務局の説明どおり何ら問題ないと思ひますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号2番は、事務局の通り問題ないと、3番板東委員から報告を受けています。

【議 長】

つづきまして、番号3番を10番天満委員にお願いします。

○10番（天満委員）はい、天満です。番号3の案件つきましては、現在おじいさんが所有する農地が実家の近くにあり、そこに孫が住宅を建てるという計画のもので、転用は致し方ないということなので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号4番を11番森本委員にお願いします。

○11番（森本委員）11番森本です。4月18日に現地を確認してきました。申請地については、事務局からの説明があったとおりで、行政書士からの書類でもそのようになっております。それで、隣接地の排水については、問題なく、土地改良区も確認しており問題ないということです。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第2号議案について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第2号議案については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。

【議 長】

次に、第3号議案 非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（伊坂）第3号議案 非農地証明について、ご説明いたします。着座にて説明させていただきます。

番号1番 議案書7ページ、地図資料は49、50ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、土成町水田字金屋●●●。登記地目は、田、現況地目は宅地で204㎡でございます。申請者が、所有地の調査をしたところ、申請地が農地であることが確認され、今後、農地へ復元することもないことから、今回の申請に至ったということでございます。添付書類である全部事項証明書、公図の写しほか、すべて添付され、経過を裏付ける日本地図センターの航空写真も添付されています。また、20年以上農地性がないことから、農地法第2条に規定する農地と判断できないと思われ、非農地証明の基準を満たしていると思われ。

つづきまして、番号2番 議案書7ページ、地図資料は51、52ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、阿波町谷島●●●。登記地目は、田、現況地目は宅地で155㎡でございます。申請者が、所有地の調査をしたところ、申請地が農地であることが確認され、今後、農地へ復元することもないことから、今回の申請に至ったということでございます。添付書類である登記事項証明書、公図の写しほか、すべて添付され、経過を裏付ける日本地図センターの航空写真も添付されています。また、20年以上農地性がないことから、農地法第2条に規定する農地と判断できないと思われ、非農地証明の基準を満たしていると思われま

つづきまして、番号3番 議案書7ページ、地図資料は53、54ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、阿波町谷島●●●。登記地目は、畑、現況地目は宅地で193㎡でございます。申請者が、所有地の調査をしたところ、申請地が農地であることが確認され、今後、農地へ復元することもないことから、今回の申請に至ったということでございます。添付書類である登記事項証明書、公図の写しほか、すべて添付され、経過を裏付ける日本地図センターの航空写真も添付されています。また、20年以上農地性がないことから、農地法第2条に規定する農地と判断できないと思われ、非農地証明の基準を満たしていると思われま

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号1番を7番坂東委員にお願いします。

○7番（坂東委員）7番坂東です。以前はたばこの倉庫として使用していましたが、現在は何もしていないままであるので、何ら問題ないと思います。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号2番・3番を15番竹内委員にお願いします。

○15番（竹内委員）15番竹内です。2番の案件につきましては、申請者に聞き取りを行いました。地図中の網掛けの左側の家を建て直すことで、この申請地に家が建っていることがわかりました。家は約30年ぐらい前に建てられており、20年以上経過しているので非農地証明は、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。続きまして、3番の案件につきましては、

申請者の●●●さんは、施設にはいっており、娘さんとお話をいたしました。農地に家が建って38年ぐらいいは経っており、20年以上経過しているので非農地証明は、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第3号議案について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第3号議案については、原案どおり、許可することに決定しました。

【議 長】

次に、第4号議案 農用地利用集積等促進計画の決定について(諮問)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(植原)第4号議案 農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。この計画は、農地中間管理事業の推進に基づく農地の貸し借り等の申し出について、市町村がとりまとめたもので、農業委員会への諮問、決定を経て、その効果を生じさせるという手続きの流れになっておりまして、今回、令和7年4月17日付け阿農振第76号で阿波市長より諮問を受けております。それでは、別途お配りしております、「令和7年農用地利用集積等促進計画第4号」をご覧ください。18ページを開いていただきますと、全体の契約件数となっており、115件 333筆 総面積330,312.39㎡の利用集積となっております。内訳としましては、更新で賃貸借が、115筆 138,543.39㎡。使用貸借が、31筆 22,405㎡。次に、新規で賃貸借が、122筆 119,848㎡。使用貸借が、65筆 49,606㎡。なお、解約者につきましては、19ページから23ページをご覧ください。39件 126筆 109,940㎡となっております。

以上、今回諮問の農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事

業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われまので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、第4号議案について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第4号議案 農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律により決定しました。

【議 長】

次に第5号議案 令和7年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（伊坂）第5号議案 令和7年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明いたします。1ページをご覧ください。まず、最初にⅠの農業委員会の状況についての1の農業委員会の現在の体制についてですが、任命の期間・農業委員・農地利用最適化推進委員の人数は表の通りです。2は農家・農地等の概要でございます。総農家数 3,017 農業経営体数 1,848 基幹的農業従事者数は、2,554人その内女性が1,057人 40代以下が235人です。この数字は、直近の農林業センサスに基づいて記入しています。次の表の認定農業者から集落営農経営の数字は、農業振興課の資料に基づいて記入しています。耕地面積は、3,470ha内訳としまして、田が2,960ha畑が510haです。この数字は、耕地及び作付面積統計に基づいて記入しています。2ページをご覧ください。Ⅱの最適化活動の目標についての1は成果目標の農地の集積であります。現在、管内の農地面積は3,470ha令和6年度末の集積面積が890haです。集積率は25.6%でございます。次に、今年度の目標は、新規集積面積は43haです。2は遊休農地の解消についてで、現在阿波市では、1号遊休農地面積63haのうち緑区分

(トラクターで耕起できる)農地が35ha・うち黄区分(トラクター及び重機で耕起できる)農地が28haとなっています。3ページをご覧ください。新規参入の促進についてです。令和4年度は9経営体で、面積は5haです。令和5年度は8経営体で、面積は6.4haです。令和6年度は15経営体で、面積は10.7haとなっています。次に、権利移動面積は、下の表の通りでございます。2は、最適化活動の活動目標についてです。推進委員などが活動を行う日数は、月に7日です。活動強化月間の設定回数は、最低3回ということで、下の表のとおりです。次に、新規参入相談会への参加目標についてですが、県が催すイベントに参加させてもらう計画を立てました。

以上で、令和7年度最適化活動の目標の設定等についての説明を終わります。ご審議のほど宜しく申し上げます。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、第5号議案について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第5号議案については、原案どおり、承認することに決定しました。

【議 長】

引き続き、報告事項について、事務局の説明を求めます。

○事務局(植原) それでは、報告第1号 使用貸借による解約書について、ご報告いたします。議案書 8ページから、11ページをお開きください。今月は、10件27筆の解約届がございました。内訳としましては、利用集積計画による使用貸借の解約が、9件26筆 農地法第3条による使用貸借が、1件1筆となっております。

続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書につい

て、ご報告いたします。議案書は、12 ページ、13 ページまでとなります。今月は、8 件 15 筆の合意解約通知書が出されております。内訳としましては、利用集積計画による賃貸借の解約が、8 件 15 筆となっております。以上、報告とさせていただきます。

【議 長】

報告について以上でございますが、質疑もしくは、ご意見はありませんか。

(「質疑等なし」の声あり)

【議 長】

なければ、以上をもちまして、令和 7 年第 4 回阿波市農業委員会総会を閉じることといたします。

なお、次回の総会につきましては、令和 7 年 5 月 26 日(月曜日)午後 1 時 30 分から、本庁 3 階大会議室での開催予定としております。よろしくお願いいたします。

(終了時間 午後 2 時 30 分)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和 7 年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員